

日インドネシア経済連携協定・改正議定書の国会承認 －新たに規定された電子商取引章の概観－

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025 年 5 月 26 日号

執筆者:

[藤井 康次郎](#)

k.fujii@nishimura.com

[角田 宗信](#)

h.tsunoda@nishimura.com

はじめに

2025 年 4 月 23 日、日インドネシア経済連携協定（以下「**日インドネシア EPA**」といいます。）の改正議定書（以下、単に「**改正議定書**」といいます。）が参議院本会議で承認され（衆議院本会議ではこれに先立つ 4 月 10 日に承認）、同議定書の国会承認が完了しました¹。

2008 年 7 月に発効した日インドネシア EPA は、協定発効後 5 年目に一般的な見直しを行う旨を規定しており（第 151 条）、両国政府は、下記のような時系列²で協定の見直し（改正）交渉を進めてきたところ、この度、改正議定書の発効のために必要な日本での国内手続が完了したことになります。

2013 年 12 月	協定の一般的な見直しを開始することに合意
2015 年 5 月	協定の改正交渉開始
2023 年 12 月	改正交渉の大筋合意、両国閣僚間での共同声明を発出
2024 年 8 月	改正議定書に署名
2025 年 4 月	日本の国内手続完了

改正議定書では、インドネシアへの市場アクセスの改善（自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品計 19 品目の関税撤廃・引下げ等）や、日本への市場アクセスの改善（114 品目の農水産品等の関税撤廃・引下げ等）³のほか、ルール面での改善として、新たに電子商取引章が設けられたことが注目に値します。

近年、インターネット技術の進展に伴ってデータや情報の国境を越えた移転がより一層進捗し、これにより、インターネットを通じた物品の売買、オンラインプラットフォームを介して提供されるサービスの質・量の向上がみられます。また、IoT の普及や AI 関連技術の高度化を背景として、製造業を営む事業者においても、例えば、自社が販売した機器の稼働状況等に関するビッグデータの解析で得られる知見を用いて、製

¹ [参議院 HP「議案情報 第 217 回国会（常会）」](#) 参照、[外務省 HP「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書」](#) 参照。

² [外務省 HP「日・インドネシア経済連携協定改正議定書 大筋合意の概要」](#) 参照。

³ [外務省 HP「日・インドネシア経済連携協定改正議定書の概要」](#) 参照、[JETRO ビジネス短信「JIEPA 改正議定書、譲許の詳細が明らかに」（2024 年 9 月 10 日）](#) 参照。

品のアフターサービスの向上、既存の事業の効率性の向上等の技術革新を生むことも期待されています⁴。このように、データを用いることで多様な事業活動が可能となることから、日本政府は、レベルの高い電子商取引章を設けることで、日本企業が国内外を問わずデータを用いたビジネスを円滑に行うことができるようなビジネス環境の整備を目指していると考えられます。

インドネシアは、WTO で時限的に合意しているデジタル・コンテンツの越境取引に係る関税不賦課（関税不賦課のモラトリアム）⁵について、その延長に反対するなど⁶、電子商取引の観点から留意すべき国であるといえます。このような国との間で締結する二国間 EPA の電子商取引章の内容は、同国でデータを用いたビジネスを展開する日本企業の利益保護の観点から重要であると考えられます。

そこで、本ニュースレターでは、EPA における電子商取引章の内容一般について概要を記載した上で、改正によって新たに日インドネシア EPA に盛り込まれることとなった電子商取引章の内容を概観するとともに、日本が有する既存 EPA のうち、レベルの高い電子商取引章が規定されているといわれる「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」の電子商取引章及びインドネシアも締約国である「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」の電子商取引章で規定されている規律との比較を行います。

EPA における電子商取引章の概要

日本が締結してきた EPA において初めて電子商取引章が設けられたのは、日スイス EPA であり、その後、日オーストラリア EPA、日モンゴル EPA、CPTPP、日 EU EPA、日米デジタル貿易協定、日英 EPA 及び RCEP 協定において、それぞれ電子商取引章が設けられています⁷。

個々の協定において条文の具体的な内容は異なるものの、各協定における電子商取引章の目的はほぼ共通しており、大きく下記の 3 つに分類することができると考えられます。

- ①企業の予見可能性確保等を通じたビジネス環境整備
- ②電子商取引・貿易の円滑化
- ③電子商取引の信頼性向上（個人・公益の保護）

そして、これらの実現のために個々の条文が設けられているところ、例えば、CPTPP の電子商取引章（第 14 章）の条文は、次のように整理することが可能と考えられます。

⁴ [公正取引委員会競争政策研究センター「『データと競争政策に関する検討会』報告書」（平成 29 年 6 月 6 日）](#) 1 頁参照。

⁵ 第 2 回 WTO 閣僚会合において関税不賦課のモラトリアムの合意がされ、それ以後、加盟国は、原則 2 年に 1 回開催される閣僚会合（Ministerial Conference）においてモラトリアムの延長に合意している。直近は 2024 年 2 月から 3 月までにかけてアブダビにて開催された第 13 回閣僚会合（MC13）において、次回閣僚会合（2026 年開催予定）又は 2026 年 3 月 31 日までのいずれか早い日まで延長することに合意しています（[WTO Work Programme on Electronic Commerce Ministerial Decision Adopted on 2 March 2024 \(WT/MIN\(24\)/38 WT/L/1193\)](#) 参照。）。

⁶ 2024 年 2 月にアブダビで開催された WTO 第 13 回閣僚会合において、インド及び南アフリカとともに、モラトリアムの延長に反対（ただし、最終的には賛成に合意。）以上につき、[JETRO ビジネス短信「第 13 回 WTO 閣僚会議、デジタル製品の国際的取引に係る関税不賦課モラトリアム延長に合意」（2024 年 3 月 13 日）](#) 参照、[経済産業省通商政策局編「2024 年版不正貿易報告書」503～504 頁（第Ⅱ部補論「デジタル貿易」）](#) 参照。

⁷ [経済産業省通商政策局・前掲注 6「2024 年版不正貿易報告書」668～670 頁（第Ⅲ部第 7 章「デジタル貿易」）](#) 参照。

目的	条文（いずれも CPTPP 電子商取引章のもの（暗号開示要求の禁止を除く。））
①企業の予見可能性確保等を通じたビジネス環境整備	● 電子的に送信されるコンテンツに対する関税不賦課（第 14.3 条） ● デジタル・プロダクトの無差別待遇（第 14.4 条） ● インターネット接続（第 14.10 条） ● データ・フリー・フローの確保（第 14.11 条） ● データ・ローカライゼーション要求の禁止（コンピュータ関連設備の設置要求禁止）⁸（第 14.13 条） ● ソース・コード開示要求の禁止（第 14.14 条） ● 暗号開示要求の禁止（附属書 8-B 第 A 節）
②電子商取引・貿易円滑化	● 国内の電子的な取引の枠組み（第 14.5 条） ● 電子認証及び電子署名（第 14.6 条） ● 貿易に係る文書の電子化（第 14.9 条）
③電子商取引の信頼性向上（個人・公益の保護）	● オンライン消費者保護（第 14.7 条） ● 個人情報保護（第 14.8 条） ● 迷惑メール⁹防止（第 14.14 条） ● サイバーセキュリティ（第 14.16 条）

日インドネシア EPA の電子商取引章

1. 改正議定書における電子商取引章の概要

改正議定書では、第 6 条で「協定第 7 章の次に次の 1 章を加える。」と規定し「第 7 章の A 電子商取引章」として、第 96 条の A～第 96 条の I の 9 か条を新設しています。条文の表題のみを掲げると次のとおりです。

- 第 96 条の A 適用範囲
- 第 96 条の B 定義
- 第 96 条の C オンライン消費者の保護
- 第 96 条の D 個人情報の保護
- 第 96 条の E 国内規制の枠組み
- 第 96 条の F 国境を超える情報の流通
- 第 96 条の G コンピュータ関連設備の設置
- 第 96 条の H ソース・コード
- 第 96 条の I 協力

これらのうち、ビジネス環境整備（上記目的①）の観点から重要と思われる規定の概要は、下記のとおり

⁸ データ・ローカライゼーションについては、確立された唯一の定義はないものの、国内におけるデータの保存・処理等を要求するものと理解されていると思われます。この点、データ越境移転の制限についても、その強さの度合いによっては、データ・ローカライゼーションと同視し得るものもあり得るとの指摘がされています（[OECD TRADE Policy Paper “The Nature, Evolution and Potential Implications of Data Localisation Measures \(November 2023\)”](#) pp.7-12、[今野由紀子「データ・ローカライゼーションに関する考察：企業に与える影響と政策目的を踏まえたアプローチを中心に」](#) 7～10 頁参照）。

⁹ 協定条文上では、「要求されていない商業上の電子メッセージ（Unsolicited commercial electronic messages）」と規定されています。

です。

(1) 第 96 条の A (適用範囲)

本条は、電子商取引の適用範囲について定めています。本条パラ 3 では、この章の規定と他の章の規定が抵触 (inconsistency) する場合には、抵触の限度において他の章の規定が優先すると規定しています。

このような他の章との調整規定は、日本が締結した他の EPA でも見られますが (例えば日モンゴル EPA 第 9.1 条パラ 4)、本条では、抵触が生じ得る章を限定せず単に「他の章」と規定している点が特徴です (日モンゴル EPA 第 9.1 条パラ 4 は「この章の規定と第 2 章 (注: 物品貿易)、第 7 章 (注: サービス貿易)、次章 (注: 投資) 又は第 12 章 (注: 知的財産) の規定とが抵触する場合には」と定めています。)。

(2) 第 96 条の B (定義)

本条は、電子商取引章における定義を定めています。

本条(b)では、後述する「国境を超える情報の流通」 (第 96 条の F) 及び「コンピュータ関連設備の設置」 (第 96 条の G) において保護対象となる「対象者」を定義しており、具体的には、(i) 投資財産、(ii) 締約国の投資家及び(iii) サービス提供者 (それぞれ投資章及びサービスの貿易章で定義されています。) が、「対象者」に含まれることとなります。

(3) 第 96 条の F (国境を超える情報の流通)

本条は、いわゆるデータ・フリー・フローを確保するための規定であり (「データ・フリー・フロー条」と呼ばれることがあります。)、同様の規定は、他の EPA でも見られます (CPTPP、日米デジタル貿易協定、日英 EPA 等)。

本条では、両締約国が情報の電子的手段による移転に関する規制を設けることができることを認識 (recognize) しつつ (パラ 1)、原則として、情報 (個人情報を含む。) の電子的手段による国境を越える移転が「対象者」 (上記の定義参照) の事業の実施のために行われる場合には、これを妨げてはならないことを規定しています (パラ 2)。

もっとも、①公共政策の正当な目的を達成するためであり、恣意的・不当差別的・偽装的等でなく、目的の達成のために必要である以上に情報移転に制限を課すものでない場合 (パラ 3(a))、又は②自国の安全保障上の重大な利益を保護するために締約国が必要と認める場合 (パラ 3(b)) には、情報の越境移転を制限することが認められます。

上記①の例外は、公共政策の正当な目的達成のために必要な場合の例外であり、英文では「legitimate public policy objective」と規定されていることから、「LPPO 例外」と呼ばれることがあり、CPTPP 等のほかの協定でも規定されています。

上記②の安全保障上の重大な利益保護のための例外については、日インドネシア EPA は、「総則章」の第 11 条で GATT 及び GATS の安全保障例外の規定を準用する旨を規定しているところ、それに加えて、電子商取引章の本条 (データ・フリー・フロー条) の中にも安全保障のための例外規定が設けられている点が特徴といえます。類似の例として、RCEP 協定では「一般規定及び例外章」の第 17.13 条で安全保障例外の規定が設けられ、加えて、電子商取引章のデータ・フリー・フロー条でも、本条と同様の形の安全保障のための例外が設けられています (同協定第 12.15 条パラ 3(b))。他方、CPTPP、日米デジタル貿易協定及び日英 EPA では、データ・フリー・フロー条の中に安全保障のための例外は規定されていません。もっとも、CPTPP 及び日英 EPA では、総則章等で (CPTPP では「例外及び一般規定章」の第 29.2 条、日英 EPA では「総則章」の第 1.5 条)、日米デジタル協定では第 4 条で、安全保障例外が規定されており、これらの規定

が越境移転規制についても適用されるものと考えられます。

(4) 第 96 条の G (コンピュータ関連設備の設置)

本条は、いわゆるデータ・ローカライゼーションの禁止を確保するための規定であり、同様の規定は、他の EPA でも見られます (CPTPP、日米デジタル貿易協定、日英 EPA 等)。

本条の構造は第 96 条の F と似通っており、まず、両締約国がコンピュータ関連設備¹⁰の利用に関する規制を設けることができることを認識しつつ (パラ 1)、原則として、自国の区域内において事業を実施するための条件として、「対象者」(上記の定義参照) に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用又は設置することを強制することを禁止しています (パラ 2)。

もっとも、この点について例外が設けられており、その内容は第 96 条の F と同様、❶いわゆる LPPO 例外及び❷安全保障上の重大な利益の保護のための例外です。この例外の設け方は、RCEP 協定のコンピュータ関連設備条 (第 12.14 条) と同様です。

(5) 第 96 条の H (ソース・コード)

本条は、政府による事業者に対するソフトウェアのソース・コードの開示要求を禁止する旨を定めています。

両締約国は、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における販売等の条件として、ソース・コードの移転又はアクセスを要求することが禁止されます (パラ 1)。開示要求禁止の対象となるソース・コードについて、CPTPP では、大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限定するものとされ、中枢的な基盤のために利用されるソフトウェアを含まない旨が規定されていますが (CPTPP 第 14.17 条パラ 2)、本条ではそのような制限は規定されておらず、全てのソフトウェアが保護対象となると考えられます。

もっとも、パラ 2 で第 96 条の F 及び第 96 条の G と同様の LPPO 例外及び安全保障上の重大な利益の保護のための例外が規定されています。このパラ 2 の例外規定は、ソース・コード開示要求禁止条を規定する他の EPA の例外規定 (CPTPP、日米デジタル貿易協定、日 EU EPA 及び日英 EPA) とは異なる建付けとなっています。

また、パラ 4 では、上記の安全保障上の重大な利益の保護のために採用され、又は維持される措置については、第 14 章の紛争解決の対象とならないと規定されています。

2. 比較

上記で整理した日インドネシア EPA の電子商取引章の規定と、CPTPP 及び RCEP 協定の主要な規定との異同は下記の表にまとめるとおりです。

目的	CPTPP	RCEP 協定	日インドネシア EPA
データ・フリーフロー	第 14.11 条 ● 対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報	第 12.15 条 ● 対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報	第 96 条の F ● 対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報

¹⁰ 定義規定において、「『コンピュータ関連設備』とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。」と規定されています (第 96 条の B(a))。

目的	CPTPP	RCEP 協定	日インドネシア EPA
	（個人情報を含む。）の越境移転を許可する（shall allow）。 ● LPPO 例外が規定。	（個人情報を含む。）の越境移転を妨げることを禁止。 ● LPPO 例外及び安全保障のための例外が規定。 ● 例外のうち安全保障上の重大な利益の保護のための措置については、紛争解決手続対象外。	（個人情報を含む。）の越境移転を妨げることを禁止。 ● LPPO 例外及び安全保障のための例外が規定。
コンピュータ関連設備設置要求禁止	第 14.13 条 ● 自国の領域における事業の実施の条件として、コンピュータ関連設備の利用、設置を要求することを禁止。 ● LPPO 例外が規定。	第 12.14 条 ● 自国の領域における事業の実施の条件として、コンピュータ関連設備の利用、設置を要求することを禁止。 ● LPPO 例外及び安全保障のための例外が規定。 ● 例外のうち安全保障上の重大な利益の保護のための措置については、紛争解決手続対象外。	第 96 条の G ● 自国の領域における事業の実施の条件として、コンピュータ関連設備の利用、設置を要求することを禁止。 ● LPPO 例外及び安全保障のための例外が規定。
ソース・コード開示要求禁止	第 14.17 条 ● 自国の領域における輸入、販売等の条件としてソフトウェアのソース・コードの移転、アクセスの要求の禁止。 ● 対象となるソフトウェアは、大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限定するものとされ、中枢的な基盤のために利用されるソフトウェアを含まない。	規定なし	第 96 条の H ● 自国の領域における輸入、販売等の条件としてソフトウェアのソース・コードの移転、アクセスの要求の禁止。 ● 対象ソフトウェアの限定なし。 ● LPPO 例外及び安全保障のための例外が規定。 ● 安全保障上の重大な利益の保護のための措置については、紛争解決手続対象外。
暗号開示要求禁止	附属書 8-B 第 A 節 ● 暗号法を使用した商業用産品（product）に関し、当該産品の製造・販売等の条件として、産品における暗号法に関連する特定の技術、非公開の暗号鍵等の情報に対するアクセスを要求すること等の禁止。 ● 締約国の法執行当局が、暗号化を使用するサービス提供者に対し国内法手続に従って、暗号化されていない通信を提供することを要求することを妨げない等の例外規定。	規定なし	規定なし

この整理によれば、日インドネシア EPA の規定は、CPTPP と比較すると、規律のレベルという観点からは、CPTPP の方が例外規定が少なく、また、日インドネシア EPA で規定がない暗号開示要求禁止条¹¹も規定されているなど、全体的にハイレベルといえます。

他方、RCEP 協定と比較すると、日インドネシア EPA には、RCEP 協定にはないソース・コード開示要求禁止条が含まれ、また、データ・フリー・フロー条及びコンピュータ関連設備設置要求禁止条についても、RCEP 協定では安全保障のための例外について紛争解決手続の対象外としているところ、日インドネシア EPA ではそのような制限がないことから、日インドネシア EPA の方がハイレベルと捉えることが可能と思われます（なお、日米デジタル貿易協定では、紛争解決手続に係る条項（日米貿易協定第 6 条で規定されている協定の運用・解釈等に係る問題についての政府間協議に係るものも含む。）は、規定されていません。）。

今後の展開

本ニュースレターで取り上げた改正議定書については、今後、インドネシア側の国内手続を経て、協定で規定された所定の手続を終えた後に発効することとなります（改正議定書第 26 条は、両締約国政府が国内手続完了の旨を通告する外交上の公文を交換した日から 2 か月後の月の初日に発効する旨を規定しています。）。

現在、日本政府は、バングラデシュ¹²、湾岸協力会議（GCC）¹³、UAE¹⁴、トルコ等と EPA 交渉を行っており¹⁵、これらには電子商取引章が設けられる可能性があります。

また、現在、CPTPP についての改正（見直し）の議論が行われており¹⁶、2024 年 11 月開催の閣僚会合（第 8 回 TPP 委員会）¹⁷で承認された「CPTPP の一般見直しの進捗に関する高級実務者による閣僚への中間報告書（附属書）」では、「高級実務者（Senior Officials）は、2025 年に電子商取引章を改善するためのあり得べき方法に関する予備的協議の結論を出す」旨の勧告（Recommendation）が付されており、これを受けた同委員会の声明では、「2025 年の委員会会合までに特定された各課題の進捗を報告することを求め

¹¹ ただし、上記の表のとおり、CPTPP における暗号開示要求禁止条は、電子商取引章ではなく「貿易の技術的障害」章に規定されており、同章の適用範囲は、「…締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性がある」強制規格、適合性評価手続等である（第 8.3 条パラ 1）点に留意が必要。

¹² バングラデシュとの直近の交渉会合は、本年 4 月下旬に開催されました（[外務省 HP](#) 参照）。

¹³ GCC（加盟国は、サウジアラビア、UAE、バーレーン、オマーン、カタール及びクウェート。）との交渉は、2009 年から中断していたものの（[JETRO ビジネス短信「日本と湾岸協力会議の FTA が交渉再開へ」（2023 年 7 月 21 日）](#) 参照）、2024 年 12 月に交渉再開後第 1 回会合がリヤドにて開催されました（[外務省 HP](#) 参照）。

¹⁴ UAE との直近の交渉会合は、本年 2 月下旬に開催されました（[外務省 HP](#) 参照）。

¹⁵ 交渉中の国等について、[外務省 HP](#) 参照。

¹⁶ [通商白書 2024・第Ⅲ部第 1 章第 4 節・269～270 頁](#) 参照。

¹⁷ [「第 8 回 TPP 委員会 結果概要」（内閣官房 TPP 等政府対策本部 HP）](#) 参照。

る」¹⁸としていることからすると、本年、CPTPP の電子商取引章の見直しの方向性の議論が相応に進捗することが見込まれるといえます。

これらの電子商取引（デジタル貿易）に関する国際ルール的发展は、データを用いて国際的な事業展開をする多くの日本企業に影響を及ぼすものですので、日本及び諸外国の動向等を的確に理解し、適時にフォローしていくことが有益であると考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

¹⁸ 以上につき、[「第8回 TPP 委員会の機会におけるバンクーバー声明仮訳（2024年11月28日）」](#)（内閣官房 TPP 等政府対策本部 HP）参照。